

入善町国民保護計画の変更概要

1 変更の趣旨

入善町国民保護計画は、国民保護法第35条の規定により、富山県国民保護計画に基づいて作成する計画であり、武力攻撃や緊急対処事態が発生した場合に、国の指示により住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処を行うことなどについて定めたもの。

国の基本指針の変更に伴い、県計画が変更されたことから、町計画を変更して国、県との整合を図ったもの。

2 主な経過

平成29年12月19日	国が「国民の保護に関する基本指針」を変更
平成30年8月31日	県が「富山県国民保護計画」を変更
平成31年2月27日	県に「入善町国民保護計画」の変更について協議
3月1日	県から異議のない旨回答
3月12日	入善町国民保護計画を変更

(参考) 前回の町計画の変更は平成28年7月

3 主な変更内容

(1) 国、県の計画変更に伴う変更

- ・NBC (Nuclear/核、Biological/生物、Chemical/化学) 攻撃等への対応訓練や避難訓練について、実践的な訓練内容とするよう努めることを明記する。
- ・県が行う避難施設の指定に対して、町は、受入人数や構造、保有設備等の必要な情報を提供し協力することを明記する。
- ・武力攻撃事態等における住民がとるべき行動について、町は、平素からJアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記する。

(2) 情報伝達手段 (入善町緊急情報メール) の整備に伴う変更

- ・武力攻撃事態等に関する警報の内容の伝達方法に、「登録制メール」を追加する。